

「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み(検討状況)

○子ども・子育て支援法で定める地域子ども・子育て支援事業のうち、次の事業について量を見込むものとする。

■ 地域子ども・子育て支援事業の一覧

	対象事業	対象児童年齢
1	延長保育事業	0～5歳
②	休日保育事業	0～5歳
3	一時預かり事業	(1)幼稚園における在園児を対象とした一時預かり
		(2)保育所における一時預かり
④	病児・病後児保育事業	0～5歳、小学生(本市では0～5歳)
⑤	利用者支援事業	0～5歳
⑥	地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業)	0～5歳
7	ファミリー・サポート・センター事業(ふれあい子育てサポート)	0～5歳、小学生
⑧	放課後児童健全育成事業	小学生
⑨	子育て短期支援事業(ショートステイ)	0～18歳(本市では中学生未満)
⑩	乳児家庭全戸訪問事業	0歳
⑪	妊婦健康診査	—
⑫	養育支援事業(専門的相談支援、育児・家事支援)	0～18歳

子ども・子育て支援
検討部会で審議

※番号に○があるものは、本市における実態等を踏まえ算出したもの(本市独自)であり、○がないものは、「川崎市子ども・子育て支援に関する調査(平成26年2月)」に基づき算出したものである。

■ 延長保育事業

子育てガイドブック P30に詳細を記載

事業概要	・保育所等において、保護者の希望に応じて、18時以降の保育の延長利用を実施している。 ・公営保育所では19時まで、民営保育所では19時または20時までの延長保育を実施している。
現状等	・平成25年度実績として、223箇所で開催している。
目標の考え方	・現状ニーズ調査結果で得た利用率(18時から19時までの利用率26%、19時から20時までの利用率3%)を用い、保育所等の利用希望者(2号、3号認定)の増加に伴い増加するものとして見込む。
提供区域	行政区単位
目標達成時期	各年度(各年の保育ニーズに対応するため、年度毎の目標値を設定)
量の見込みの単位	実利用人数

(1) 18時から19時までの利用人数

量の見込みの単位	実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実利用人数	—	6,987	7,343	7,653	7,684	7,694

(2) 19時から20時までの利用人数

量の見込みの単位	実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実利用人数	—	806	847	883	887	888

■ 休日保育事業

子育てガイドブック P34に詳細及び実施施設一覧を記載

事業概要	・子どもを認可保育所に入所させているものの、日曜や祝日にも就労などの理由により家庭で保育できない場合に、子どもを預かる制度。
現状等	・平成25年度実績として、6か所(6区)で休日保育事業を実施している。 ・利用定員は10人程度、保育時間は8時から18時までである。 ・利用料金は3歳未満児が日額2300円、3歳以上児が日額1200円、被保護世帯・市民税非課税世帯は無料(市内在住者に限る。)
目標の考え方	・休日保育利用者数のニーズは、保育所等の利用希望者(2号、3号認定)の増加に伴い増加するものとして見込む。
提供区域	行政区単位
目標達成時期	各年度(各年の保育ニーズに対応するため、年度毎の目標値を設定)
量の見込みの単位	年間延べ利用人数

量の見込みの単位	実績(H25)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間延べ利用者数	2,053	2,644	2,829	2,988	3,067	3,120

■ 一時預かり事業

(1) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

子育てガイドブック P39に詳細、
P81～84に幼稚園一覧を記載

事業概要	・幼稚園で通常の保育時間を延長して幼児を保育する事業(就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものも含む)
現状等	・平成26年度においては、市内私立幼稚園86園中75園で、預かり保育を実施されている。
目標の考え方	・幼稚園の利用者(1号認定及び就労者の幼児教育希望者)のニーズに添うものとして見込む。(人口減少の影響により、平成27年度から減少する) ・現状の一時預かりの年間平均利用日数と毎年の教育利用希望数を乗じて求める。
提供区域	行政区単位
目標達成時期	各年度(各年の利用ニーズに対応するため、年度毎の目標値を設定)
量の見込みの単位	年間延べ利用人数

量の見込みの単位	実績(H25)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間延べ利用者数	256,834	256,968	253,448	250,182	246,573	242,975

(2) 保育所における一時預かり

子育てガイドブック P32 に詳細及び実施施設一覧を記載

事業概要	・保護者などが週3日以内の就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、保育所等において一時的に保護者に代わって保育をする事業
現状等	・平成26年度においては、市内55園で一時預かりを実施している。 ・各実施施設において、週3日以内の就労・就学による断続的利用の定員は1日10人程度、病気や冠婚葬祭、育児による心理的・肉体的負担の解消などによる一時的利用の定員は1日2人程度である。 ・利用料金は断続的利用の3歳未満児が日額2,300円、3歳以上児が日額1,200円、一時的利用の全児童が日額2,300円、被保護世帯・市民税非課税世帯には減免制度がある。(市内在住者に限る。)
目標の考え方	ニーズ調査の結果の数値を最終目標値として平成31年度に置き、平成27年度から段階的に増やしていくものとする。
提供区域	行政区単位
目標達成時期	平成31年度
量の見込みの単位	年間延べ利用人数
補正	通常保育を利用している就労世帯の利用希望分を調整(補正の結果、2分の1程度)

量の見込みの単位	実績(H25)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間延べ利用者数	86,988	90,037	93,086	96,136	99,185	102,234

■ 病児・病後児保育事業

子育てガイドブック P35 に詳細及び実施施設一覧を記載

事業概要	・保育所等に入所している子どもが、病中または病気の回復期にあり、まだ通常の保育所等では預かれない時に、一時的に預かる事業
現状等	・平成26年度においては、病児保育施設(中原区)、病後児保育施設(幸区、高津区、多摩区)の4か所で事業を実施している。 ・保育時間は月曜日から金曜日までの8時から18時まで。 ・利用料金は日額2,500円(食事・おやつ代含む)、被保護世帯・市民税非課税世帯には減免制度がある。
目標の考え方	・現状として市内4施設の事業展開となっており、設置されていない区と設置されている区の不均衡を解消するため、各区1か所の事業展開を目標とする。 ・平成27年から29年まで1か所ずつ整備し、7施設の事業展開をするものとする。
提供区域	行政区単位
目標達成時期	平成29年度
量の見込みの単位	か所数

量の見込みの単位	実績(H25)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
か所数	3	5	6	7	7	7